

# 欧米競争政策の動向のポイント

2020年10月28日 No.7

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、商業フローリング業者が入札談合に参与したとして有罪答弁を行うことに同意した旨公表(2020年8月27日)
- 2 司法省、元為替トレーダーが価格カルテル及び入札談合に参与したとして禁固刑の宣告を受けた旨発表(2020年9月17日)
- 3 司法省、アンハイザー・ブッシュによるクラフト・ブリューの買収を条件付きで承認(2020年9月18日)

## II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
  - (1) 欧州委員会 Mastercard による Nets' の口座間決済事業の買収を条件付き承認(2020年8月17日)
- 2 共謀事件
  - (1) 欧州委員会カルテル和解手続において自動車部品供給者に 1800 万ユーロの制裁金を賦課(2020年9月29日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241

FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では3件の事件を取り上げる。1件目は、商業フローリング業者であるボルテックスがフローリング工事を巡る入札談合に長期にわたり関与したとして有罪答弁を行うことに同意したものである。反トラスト局の刑事執行が強化されている中、本件はフローリング産業における入札談合に対する同局の最新の摘発事例である。

2件目は、多国籍銀行J.P.モルガン・チェースの元トレーダーであるアクシャイ・アイヤーが、為替相場を不正に操作するための共謀に関与したとして、禁固刑の宣告を受けた事案である。アイヤーは、この不正操作事件で有罪評決を受けた二人目である。

3件目は、クラフト・ブリューの少数株主であるAB インベブが同クラフト・ブリューの残りの全ての株式を2億2000万ドルで取得する旨の計画について、反トラスト局が条件付きで承認したものである。3件の詳細等は以下のとおりである。

### 1 司法省、商業フローリング業者が入札談合に関与したとして有罪答弁を行うことに同意した旨公表(2020年8月27日)<sup>1</sup>

司法省は8月27日、シカゴ界隈で活動する商業フローリング業者 Vortex Commercial Flooring Inc.(以下「ボルテックス」という。)が、米国における商業フローリング工事を巡る入札談合及び価格カルテルを内容とする長期の共謀に関与していたとして起訴された旨を公表した。

ボルテックスは、本件共謀における自社の役割について、有罪の答弁を行い、また少なくとも140万ドル(約1億4700万円、1ドル=105円)の罰金と賠償金を支払うことに同意し、加えて同局の継続中の捜査に協力することにも同意した。本件は、この捜査で法人が有罪答弁を行った二件目である。ボルテックスの重役2名を含め、フローリング業者の重役4名も有罪答弁を行うことに同意している。

本日、シカゴの連邦地方裁判所に提出された重罪1件の優先起訴状(superseding information)によると、ボルテックス及びこの前起訴された同社の幹部らは、受注予定者が落札できるようにするために、意図的にお付き合いで入札に参加することに他の個人や企業と合意し、それにより、商業フローリング市場での競争を抑制し、排除するための共謀を行った。ボルテックスは、遅くとも2009年から早くとも2017年6月までの間、本件共謀に関与していた。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

---

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Commercial Flooring Contractor Agrees To Plead Guilty To Bid Rigging, August 27, 2020.

「ボルテックスは、シカゴエリアの商業フローリング業界に対する捜査で司法省が起訴した最大規模のフローリング業者である。当該行為は公立学校を含め、公的施設等をだまし取り、また被告は被害施設に対して賠償金を支払うことに合意している。反トラスト局は、共謀犯罪の被害者の被害回復が図られるよう努力し続けることにしている。」

連邦捜査局(FBI)シカゴ支局のエマーソン・ビュイエ・Jr 特別捜査官は以下の声明を出した。

「ボルテックスは、フローリング工事を発注した純真な公的施設や民間企業をだまし取り、それらが共謀価格を支払わざるを得ないようにした。FBI は、地元の法人を犠牲にして利益を上げた受注業者に責任を負わせるため、政府に属する同局の相手方機関と協力することに注意を向けている。本件に対する訴追はその一例である。」

本件略式起訴は、反トラスト局シカゴ事務所及び連邦捜査局シカゴ支局が行っている商業フローリング産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。

## 2 司法省、元為替トレーダーが価格カルテル及び入札談合に関与したとして禁固刑の宣告を受けた旨発表(2020年9月17日)<sup>2</sup>

司法省は9月17日、主要な多国籍銀行の元為替トレーダーAkshay Aiyer(以下「アイヤー」という。)が、国際為替取引市場での新興国通貨の取引価格を不正に操作したとする反トラスト共謀に関与したとして、8か月の禁固刑と15万ドル(約1575万円)の罰金刑の宣告を受けた旨を発表した。

2019年11月20日にアイヤーは、ニューヨーク州南部地区地裁で行われた3週間に及ぶ陪審裁判の後、いわゆるCEEMEA(中東欧、中東、アフリカ)の通貨の取引を巡る価格カルテル及び入札談合の共謀に関与したとして、有罪の評決を受けた。当該通貨は米ドルやユーロとの取引で交換され、本件共謀は遅くとも2010年10月から早くとも2013年1月までの間行われていた。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「刑務所への禁固を含む今回の刑罰は、国際金融市場の健全性を損なうような欺瞞的行為を犯した者に待ち受けている結末を示すものである。本件は、反トラスト局によって訴追されたものであるが、それはアメリカの消費者を害するような金融市場におけるカルテルを摘発し、また抑止するという同局の公約を一步前進させたものである。」

連邦預金保険公社のジェイ・N・ラーナー監察官は以下の声明を出した。

「本日の禁固刑は、新興国通貨の取引を操作した被告の甚だしい行為が如何にひどいも

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Former Foreign Exchange Trader Sentenced To Prison For Price Fixing And Bid Rigging, September 17, 2020.

のであったかを示すと同様に、被告を裁判にかけることの重大性を示すものでもあった。本件での広範な共謀は、被告のクライアント及び被告の雇用主である主要な多国籍銀行に対する目に余る背信行為であった。我々は、協力体制にある他の執行機関からの協力に対して感謝しており、また銀行システムの健全性に影響を及ぼすような不謹慎な犯罪を捜査することに力を注ぎ続けることにしている。」

裁判で示された証拠によれば、被告は電話、テキスト、排他的電子チャットルームを通じてほぼ毎日共謀者と連絡を取り、為替取引スポット市場での CEEMEA 通貨の取引を調整していた。陪審は、被告と共犯者が為替相場を操作したとの様々な証拠を審理した。証拠によると、彼らは収益を増大させるため、為替レートが彼らのオープン・ポジションに不利に変動しないようにするために買値や売値の提示を差し替えることに合意したり、また為替レートを操作するために取引を調整したりした。また、それによると、一定の時間帯で売り買いを差し替えることに合意することにより、トレーダーである共謀者は、新興国通貨の売買量のすり合わせをして競争を抑制し、それにより双方の売買ポジションを守っていた。陪審はまた、被告及び共謀者がそれらの行動を隠すためにあらゆる措置を取ったとの証拠も審査した。証拠は、彼らは特定顧客やトレーディング戦略について話し合うために、コードネームを使用したり、仕事中に個人の携帯電話で連絡を取り合ったり、また直接会ったりしたということを示している。

為替取引スポット市場における共謀に対する捜査では、これまで法人 5 社と個人 6 人が起訴されている。大手銀行 4 行(シティグループ、JP モルガン・チェース銀行、バークレイズ銀行、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド)は 2015 年 5 月 20 日、米ドル・ユーロ為替取引スポット市場での反トラスト共謀に関与したとして、有罪答弁を行い、また合計 25 億ドル(約 2625 億円)の罰金刑を支払うことに同意した。BNP パリバは 2018 年 1 月 25 日、新興国通貨の取引価格を巡る反トラスト共謀に関与したとして、有罪答弁を行い、9000 万ドル(約 94 億 5000 万円)の罰金を支払うことに同意した。また、新興国通貨の取引価格に関する反トラスト共謀に関与したとして、為替トレーダー 2 名がそれぞれ 2017 年 1 月 4 日と 1 月 12 日に有罪答弁を行った。

今回の刑罰の宣告は、反トラスト局ニューヨーク事務所、連邦預金保険公社監督官室及び連邦捜査局ワシントン支局が行っている金融市場における共謀に対する継続中の審査の結果によるものである。本件では、刑事局経済犯罪課も相当程度の支援を行った。

### 3 司法省、アンハイザー・ブッシュによるクラフト・ブリューの買収を条件付きで承認 (2020年9月18日)<sup>3</sup>

司法省は9月18日、Craft Brew Alliance Inc.(以下「クラフト・ブリュー」という。)の少数株主である Anheuser-Bush Companies LLC(以下「アンハイザー・ブッシュ」という。)が同クラフト・ブリューの残りの株式全てを取得する計画を進めるため、アンハイザー・ブッシュの親会社である Anheuser-Bush InBev SA/NV(以下「AB インベブ」という。)、アンハイザー・ブッシュ及びクラフト・ブリューがハワイ州でのクラフト・ブリューのコナ・ブランド関連事業全てを売却し、またハワイ州でのコナ・ブランドの使用権を売却先に許諾しなければならない旨を公表した。売却先としては PV Brewing Partners, LLC(以下「PV ブリューイング」という。)が承認された。和解案は、消費者の利益に資する形で、ハワイ州内のビール市場での競争を確保するものである。

司法省反トラスト局は、2億2000万ドル(約231億円)に及ぶ本件買収の阻止を求めてミズーリ州東部地区地裁において民事反トラスト訴訟を提起した。これに併せて、同局は、裁判所の承認が得られれば、同局の競争上の懸念を効果的に解消することとなる和解案を提出した。

同省の訴状によると、アンハイザー・ブッシュによるクラフト・ブリューの買収は、ステラアルトワ、ミケロブ・ウルトラ等の AB インベブのブランドとクラフト・ブリューのコナ・ブランドとの激しい競争を実質的に減殺させる蓋然性のあるものである。本件買収が実施されるならば、AB インベブとクラフト・ブリューは、集中がやや進んでいるハワイのビール市場で合計41%の市場シェアを有することとなるとされている。また、それによれば、本件買収が実施されずに現状がそのまま維持されるとすれば、AB インベブとクラフト・ブリューは、ハワイ州でのプレミアム・ビール販売のための投資を行い、競争を続けることになるであろう。従って、本件買収は両当事会社間の将来における競争を減殺させる蓋然性のあるものであるとされている。また、訴状は、本件買収が実施されるならば、クラフト・ブリューのコナ・ブランドからの競争圧力が無くなることから、暗黙の価格協調が促進される蓋然性が高まり、結果として、ハワイ州でのビールの価格が上昇し、競争阻害効果が生じる蓋然性がある、と主張している。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「当初届け出られた本件買収計画は、ハワイ州での市場集中を実質的に増加させ、また AB インベブとクラフト・ブリューとの間で高まりつつあるブランド間の競争を消滅させるものであった。売却措置を含む本日の和解案は、消費者がこの競争から恩恵を将来においても受け続けられることを確かなものにしていく。」

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestiture In Order For Anheuser-Bush To Acquire Craft Brew Alliance, September 18, 2020.

和解案に定められている条件によれば、AB インベブとクラフト・ブリューは、クラフト・ブリューのハワイ州でのコナ事業 Kona Brewery LLC を、PV ブリューイング又は米国が承認をした他の代替的購入者に売却しなければならない。とりわけ、同和解案の下、両当事会社は、生産量が 10 万バレルの建設中の新醸造所を含む、ハワイ州でのコナ醸造施設を売却し、ハワイ州でコナ・ビールを醸造、流通及び販売するに際し用いられるコナ・ブランドの排他的ライセンスを売却先に対し付与し、それに加え、売却先がコナ・ブランドを使用してハワイビール市場で競争をするのに必要とされる他の資産、権利及び利益を譲渡しなければならない。

AB インベブは、ベルギー法の下で設立された会社であり、ベルギー・ルーヴェンに本社を置いている。AB インベブは既にクラフト・ブリューの少数株主である。AB インベブは、デラウェア州で設立された有限責任会社であり、クラフト・ブリューの少数株式を有するアンハイザー・ブッシュを通じて、クラフト・ブリューの株式 100%を取得することを計画している。AB インベブは、ハワイ州を含み、米国で販売される多数の主要ビール銘柄を販売している。ブランドには、バドライト、バドワイザー、ブッシュライト、ナチュラルライト、ミケロブ・ウルトラ、ステラアルトワ及びゴールデンロードが含まれる。

クラフト・ブリューはワシントン州法に基づき設立された法人であり、オレゴン州ポートランドに本社を構えている。クラフト・ブリューは米国で幾つかのブランドを販売しており、それにはウィドマー・ブラザーズ、オミッション、レッドフックとコナが含まれる。コナはハワイ発祥のブランドであり、その州で特に人気が高い。

PV ブリューイングはデラウェア州法の下で設立された有限責任会社であり、カンザス州オーバーランドパークに本社を置いている。同社はプライベートエクイティ企業である VantEdge Partners LP によって設立され、この企業の本社はカンザスシティ大都市圏に所在する。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所 提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた1件目は、買収事件である。Mastercard(米国)による Nets(デンマーク)の銀行口座間の決済事業の買収について、Nets の関連事業の全面的な譲渡を条件に条件付きで承認された。

2件目は、カルテル事件である。本件では、自動車部品メーカー3社(ドイツ2社とカナダ1社)による Daimler と BMW 向けの封鎖装置を対象とするカルテル2件が明らかとなり、ドイツ2社に総額21.6億円の制裁金が賦課された。本件は、欧州委員会が摘発している自動車部品カルテルの一環である。

### 1 買収事件

#### (1) 欧州委員会 Mastercard による Nets'の口座間決済事業の買収を条件付き承認(2020年8月17日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、EU 合併規則の下、Mastercard による Nets の銀行口座間決済事業の買収を条件付きで承認した。本承認は、Nets の銀行口座間決済事業の基幹インフラである“Realtime 24/7”技術のライセンスと、関連する人員、資産の売却を条件とする。

#### 欧州委員会の調査

欧州委員会の調査は、銀行口座間決済事業の基幹インフラである“A2A CIS”と、銀行口座間決済サービスである“A2A payment service”の市場を対象とする。本件市場については、主に欧州経済領域(EEA)市場における Mastercard の事業活動と重点事業に重複が見られる。

A2A CIS は、カードを必要とすることなく、即時の振込を含む銀行口座間の直接振込が可能となる。このような振込を構築する方式として、ソフトウェアのみによる方式と、A2A 基幹インフラ(ソフトウェア、ハードウェア、通信網等)とその管理運営のパッケージによる方式がある。

欧州委員会は、当初届出のあった A2A CIS のパッケージ方式をめぐる EEA 域内市場における競争上の懸念を認定した。すなわち本市場において Mastercard と Nets の両社は、ともに有力な地位を有しており、本件取引の結果、主導的事業者である Mastercard の地位がさらに強化されることが懸念される。また欧州委員会は、両社は近接した競争者同士であるところ、EEA 域内の顧客の多くは、入札を実施する際に両社を比較している。さらに欧州委員会による調査の結果、ソフトウェア方式の市場が競争的であるのに対し、両社が

---

<sup>4</sup> Press Release, European Commission, Commission approves acquisition of Nets' account-to-account payment business by Mastercard, subject to conditions, 17 August 2020.

活動するパッケージ方式の市場では有力な競争者の数が限られていることが明らかになった。このため欧州委員会は、本件買収計画によりパッケージ方式の市場における競争が阻害され、価格上昇がもたらされ、顧客の選択肢が減少する恐れがあることに懸念を表明した。

欧州委員会は調査の結果、A2A 決済サービスを巡る多くの国内市場については競争上の懸念を認定しなかった。国内市場では、EEA 域内のエンドユーザー向けの銀行口座間の送金サービス／アプリが使用されている。欧州委員会は、両社の事業活動の重複は北欧諸国に限られることを認定したが、北欧では近い将来において、安価でより革新的な決済方式による置き換えられるため、既存の Nets' の A2A 決済事業は早晩重要性を失うことが見込まれている。

### **提案された問題解消措置**

Mastercard と Nets の両社は、A2A CIS 入札において競争している Nets の Realtime 24/7 技術について、流通、供給、販売、開発、修正、アップグレード等で利用する全世界を対象とするライセンスを適切な購入者へ売却することを申し出た。特に購入者は、ライセンス技術に対して EEA 域内においては排他的、EEA 域外においては非排他的なアクセスを有するようになる。本件売却は、Nets の Realtime 24/7 の技術を用いたサービスを提供する上で必要となる相談や技術移転支援等のサービスと、関連する人員が対象となっている。

提案のあった問題解消措置は、欧州委員会の競争上の懸念に全面的に応えるものである。というのは、新たな事業者が本事業において効率的かつ確実性を持って競争することが可能となるため、EEA 域内の A2A CIS のパッケージサービスの市場において競争が促進されることが期待されるためである。

よって欧州委員会は、上記問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、問題解消措置の全面的遵守を条件とする。

### **本件当事会社と商品**

Mastercard は世界的な決済事業において事業活動を営む米国に本拠を置く技術企業である。同社の主要な事業活動には、決済カードスキームの所有と運用、カード決済向けスイッチサービスの供給が含まれる。同社はまた代替的な決済方法事業においても事業活動を行っている。

Nets A/S の口座間決済事業は、デンマークに本拠を置く決済方法供給者である Nets AS の決済部門である。同社は、主として北欧諸国のほか、単一ユーロ決済圏において決済サービスと技術を提供している。

なお本件取引は 2020 年 6 月 26 日に欧州委員会へ届出のあったものである。

## 2 共謀事件

### (1) 欧州委員会カルテル和解手続において自動車部品供給者に 1800 万ユーロの制裁金を賦課(2020年9月29日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、EEA(欧州経済領域)において自動車向け封鎖装置(closure systems)の供給に係るカルテルに関与していたことを理由に、Brose と Kiekert の 2 社に対し総額 1800 万ユーロ(約 21.6 億円、1 ユーロ=120 円換算)の制裁金を賦課した。Magna は両カルテルの存在を欧州委員会に明らかにしたため、制裁金が免除された。

カナダに本拠を置く Magna とドイツに本拠を置く Brose は、Daimler グループの特定の車種向けのドアモジュールと窓ガラスの開閉調整装置の供給に関する二社間のカルテルを実施していた。Magna とドイツに本拠を置く Kiekert は、BMW グループと Daimler グループを対象に、ラッチとストライカーの供給に関する別個の二社間のカルテルを実施していた。本件 3 社ともに、本件カルテルへの関与を認め、和解により本件を解決することに同意した。

本件決定の名宛人である自動車部品供給業者 3 社は、価格に関する行動を調整し、事業上機微な情報を交換していた。本件両カルテルに関与していた 3 社の目的は、各社の既存の事業を維持し、また供給者の現在の価格水準の悪化を回避することにあった。カルテルのための調整は、会合、電話、メールの交換により行われていた。

欧州委員会の調査の結果、2 件の別個の違反行為の存在が明らかになった。以下の表は、両カルテルそれぞれにおける各社の関与期間の詳細を示すものである。

	事業者	対象商品	開始日	終了日
第 1 の 違反行為	MAGNA	Daimler 向けドアモジュールと窓ガラスの開閉調整装置	2010/8/12	2011/2/21
	BROSE		2010/8/12	2011/2/21
第 2 の 違反行為	MAGNA	BMW と Daimler 向けラッチとストライカー	2009/6/15	2012/5/7
	KIEKERT		2009/6/15	2012/5/7

### 制裁金

制裁金額は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算出された。制裁金の水準を決定する際、欧州委員会とはりわけ、カルテル参加者が対象商品について EEA で得た売上高、本件違反行為の重大性、地理的範囲と継続期間を考慮した。

<sup>5</sup> Press Release, European Commission, Commission fines car parts suppliers of €18 million in cartel settlement, 29 September 2020.

2006 年制裁金減免告示の下、

- ・Magna は、両カルテルについて制裁金が全額免除され、これにより約 600 万ユーロ(約 7.2 億円)の制裁金賦課を免れた。
- ・Brose と Kiekert は欧州委員会による調査への協力により制裁金が減額された。減額は協力の時期と、欧州委員会が両社の関与していたカルテルの存在を証明する上で役立った証拠の程度が反映されている。
- ・加えて Kiekert については 2009 年 6 月 15 日から 2010 年 10 月 4 日の期間を対象とする第 2 の違反行為について部分的な減額が認められた。これは同社が補足的な証拠を提出した最初の事業者であり、欧州委員会は第 2 の違反行為の期間を 2009 年 6 月 15 日まで延長することが可能となった。

加えて 2008 年和解告示の下、欧州委員会は本件当事者が本件カルテルへの関与とこの点への責任を認めたことから制裁金 10%を減額した。以上を踏まえた各社に対する制裁金額は次のとおり。

事業者	減免告示による減額	和解告示による減額	制裁金額
Magna	100%	10%	0
Brose	35%	10%	€322.5 万 (約 3.9 億円)
Kiekert	40%	10%	€1497.1 万 (約 28 億円)

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp) までお願いします。)